

船舶事故調査報告書

令和7年9月17日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年7月30日 07時12分頃
発生場所	鹿児島県奄美市赤木名港 赤木名港導灯（前灯）から真方位008° 1,660m付近 （概位 北緯28° 27.5′ 東経129° 39.8′）
事故の概要	石材運搬船兼貨物船心海は、南進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年8月1日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	石材運搬船兼貨物船 心海、748トン
船舶番号、船舶所有者等	134546、株式会社和功汽船
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 航海士、四級（航海）（履歴限定）
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷及び凹損、プロペラ翼先端に曲損及び欠損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長及び航海士ほか3人が乗り組み、赤木名港港口付近で錨泊した後、揚錨し、砂を積載する目的で同港前肥田地区の岸壁（以下「本件岸壁」という。）に向けて南進を始めた。</p> <p>船長は、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、手動操舵で操船していたところ、機関長からクレーンの整備を手伝うよう依頼された。このため、船長は、本件岸壁に近づいたら再度昇橋し、着岸操船を行うつもりで航海士に操船を引き継ぎ、機関長と共に前部甲板に赴き、クレーンの整備を開始した。</p> <p>航海士は、機関を微速力前進とし、本件岸壁に向かう際、それぞれ西側、北東側及び南東側に各1基設置された、浅所を示す立標（以下「本件立標」という。）を目視で確認しながら、西側と北東側の本件立標の間を航行するつもりで、手動操舵により本船を南進させた。</p> <p>航海士は、周りの景色に視線を移して眺めていたところ、本件立標を見失い、その後、右舷船首方に本件立標を見付け、北東側の本件立標に接近していることを認めたものの、右舵を取ると船尾が左に振れて北東側の本件立標に接触する危険を感じ、北東側の本件立標の東側海域を航行することとした。</p> <p>本船は、北東側の本件立標の東側海域を南進中、浅所に乗り揚げた。</p> <p>（図1 参照）</p>

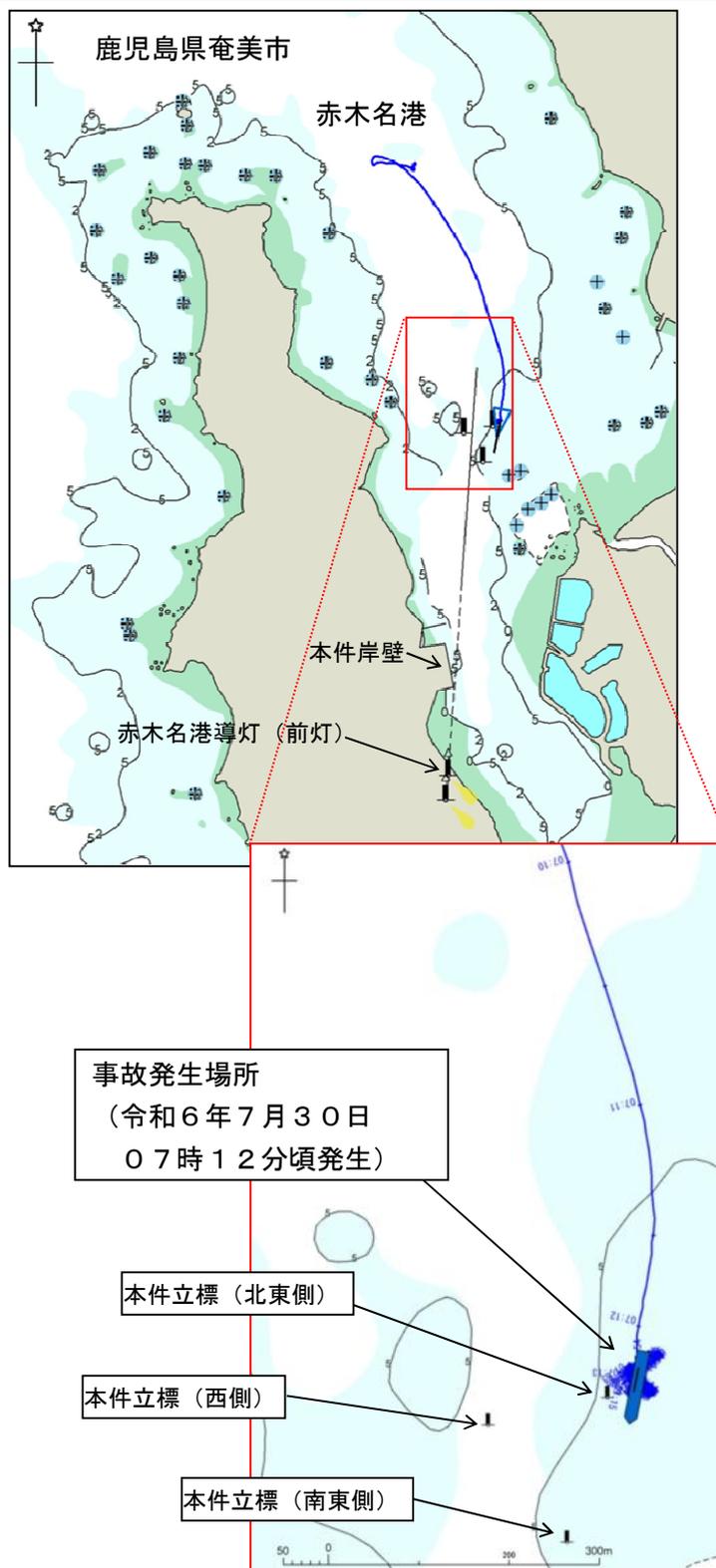


図1 航行経路図

船長は、本船が徐々に減速して停止したので、乗り揚げたことに気づき、昇橋して機関を前後進にかけてみたものの、離礁することができず、バラスト水を排出し、潮が満ちて本船が離礁するのを待った。

本船は、上げ潮に乗じて離礁し、自力で航行して本件岸壁に着岸した後、損傷状況の調査が行われ、浸水がないことが確認された。

	<p>本船の喫水は、船首約1.5m、船尾約3.5mであった。</p> <p>航海士は、船員としての経験が約8か月、航海士としての経験が約3か月、船長の操船を見ながら赤木名港に入港した経験が3回ほどあったが、自身が単独で操船して入港するのは初めてであった。</p> <p>船長は、航海士に操船を引き継ぐ際、西側と北東側の本件立標の間を航行すること、本件岸壁の南方に導灯があること等を航海士に説明したので、航海士が安全に本件岸壁の近くまで操船すると思っていた。</p> <p>航海士は、本事故当時、目視により、約1海里先にある導灯を確認するより、近くにある本件立標を確認しながら操船する方が容易であると思っていたものの、本件立標を見失った際もレーダー及びGPSプロッターを見ていなかった。</p> <p>航海士は、レーダーに本件立標の映像が映っており、また、GPSプロッターに本件立標が表示されていることを知っていた。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、赤木名港を本件岸壁に向けて南進中、航海士が、目視により本件立標を見失った際、レーダー及びGPSプロッターを活用して船位の確認を行わなかったことから、本件立標を見付けるのが遅れ、北東側の本件立標の東側海域を航行し、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>航海士は、目視により本件立標を確認しながら操船していたものの、船員としての経験が浅く、赤木名港における単独での入港操船の経験がなかったことから、航海計器を活用する余裕がなかったものと考えられる。</p> <p>船長は、入港時の針路法等を航海士に説明したので、航海士が安全に本件岸壁の近くまで操船すると思い、航海士に操船を引き継いだものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、赤木名港を本件岸壁に向けて南進中、航海士が、目視により本件立標を見失った際、レーダー及びGPSプロッターを活用して船位の確認を行わなかったため、本件立標を見付けるのが遅れ、北東側の本件立標の東側海域を航行し、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操船者は、操船に意識を集中するとともに、目視に加えて航海計器を有効に活用し、船位の確認を行うこと。 ・ 船長は、出入港する際や狭い水路を通過する際は、在橋して操船指揮をとること。